

今回のテーマ： 消費税の軽減税率の対象品目と帳簿及び請求書等の記載の保存

2019年10月1日から消費税率が10%へ引上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

1. 軽減税率（8%）の適用対象品目
① 飲食料品の譲渡

飲食料品とは食品表示法に規定する食品（酒類を除き、食品と食品以外の資産が一の資産を形成しているもののうち、その税抜価額が1万円以下である一定のものを含む）をいいます。

なお、以下のものは飲食料品の譲渡には該当しません。

- ・ 飲食店業等を営む者が行う食事の提供（飲食設備のある場所において飲食料品を飲食させる役務の提供（外食など））。
- ・ 相手方が指定した場所においておこなう加熱調理または給仕等の役務の提供を伴う飲食料品の提供（ケータリングなど）。

※飲食料品を持帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う譲渡（テイクアウトなど）、有料老人ホーム等の人が生活を営む施設で行う飲食料品の提供で一定のものは軽減税率の対象です。

② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡
2. 仕入税額控除の要件（区分記載請求書等保存方式）

軽減税率制度の実施に伴い、消費税率が複数税率となるため、仕入税額控除の適用には2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、軽減税率に関する事項が記載された帳簿および区分記載請求書等の保存が要件となります。

適用期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
2019年9月30日まで (現行制度)	①課税仕入れの相手方の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額	i 請求書発行者の氏名または名称 ii 取引年月日 iii 取引の内容 iv 対価の額 v 請求書受領者の氏名または名称
2019年10月1日から 2023年9月30日まで (区分記載請求書等 保存方式)	上記に加え ⑤軽減税率の対象品目である旨(※)	上記に加え vi 軽減税率の対象品目である旨(※) vii 税率ごとに合計した税込対価の額

※軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載し、記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする、などの対応が考えられます。

お見逃しなく！

- ① 中小企業庁では、発注システム改修や新レジの導入など、複数税率への対応が必要となる中小企業等に対して、軽減税率対策補助金制度による支援を行っています。
- ② 2023年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えていわゆるインボイス制度による「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。